

# 長期影響継続事業者支援金の申請受付が間もなく終了します

**申請期限** 12月28日(火)まで  
**対象** 令和3年1月1日および申請日時時点で市内に住所がある個人事業者、市内に主たる事業所がある法人  
**支給要件**

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、今年1月から6月までの間の連続した3カ月間の売り上げが前年または前々年同期と比べて30%以上減少していること
  - 2年度以前に課税された市税などの滞納がないこと
- 支援額**  
 個人事業主：前年または前々年事業収入×5%（最大50万円）  
 法人：直近事業年度または2事業年度前\*の事業収入×5%（最大100万円）  
 ※3月2日以降の決算期の法人は3事業年度前でも可  
**申請方法** 郵送または窓口で（完全予約制です）

**提出書類** 支援金申請書、確定申告書類、通帳の写し、対象期間の月別の売上額が分かる書類、個人は申請者・法人は来庁者の本人確認書類、本申請指定の納税証明書（市税務課発行）

※申請書や添付書類などについては、市ホームページや商工労働課でご案内しています。  
**予約・問合せ先**  
 商工労働課 ☎ 89・2186



本庁舎会議室4（2階）に受付窓口を設置しています。事前にご予約の上、ご来庁ください。

## 農業委員会からのお知らせ

問合せ

農業委員会事務局 ☎ 89・2935  
 地域局環境産業課 ☎ 73・4515

### ● 農地の賃借料情報

左の表は、昨年11月から今年10月に賃貸された実績により算定したものです。今年の米価を反映したものではありません。

過去1年間の10アールあたりの賃借料

区分 地区名	最低	平均	最高
第1地区	6,500円	12,200円	15,550円
第2地区	8,000円	11,700円	16,000円
第3地区	6,300円	12,300円	20,000円
畑(全域)	1,900円	4,700円	10,000円

水利費、土地改良費などが含まれている場合がありますので、賃貸条件については耕作条件や土地改良工事の特別賦課金、工事費借入償還金の負担などを勘案し、当事者間で話し合いのうえ、決定してください。

### ● 農地の権利移転・転用には許可が必要です

耕作目的で農地を売買・賃借するときは、農業委員会の許可が、耕作目的以外の目的で利用（転用）する場合は、県知事などの許可が必要です。違反した場合は懲役（3年以下）または罰金（法人は1億円以下）に処せられることもあります。

### ● 充実した老後の生活を送るため農業者年金をお勧めします

農業者年金は国民年金の被保険者で、年間60日以上農業に従事されている方は誰でも加入できます。積立方式で少子高齢化の時代に対応した安定した制度です。  
**保険の種類** 途中でやめても年金が受けられ80歳保証付の終身保険です。  
**保険料** 月額2万円から6万7千円までご自身のライフプランに合わせて保険料を自由に選択できます。  
**税制優遇** 毎年最大80万4千円の所得控除や支払われる年金も公的年金控除が適用されます。



### 【地区について】

第1地区 旧能代市米代川南岸区域（榊、扇漕、檜山、浅内、鶴形ほか）

第2地区 旧能代市米代川北岸区域（東雲、常盤、朴瀬、轟ほか）

第3地区 旧二ツ井町区域

※玄米で物納する契約の場合は、13,000円/60kg(令和2年産米仮渡金)で算出しています。

※令和3年産米仮渡金が10,000円/60kgとなったことも踏まえ、当事者で賃借料を話し合ってください。